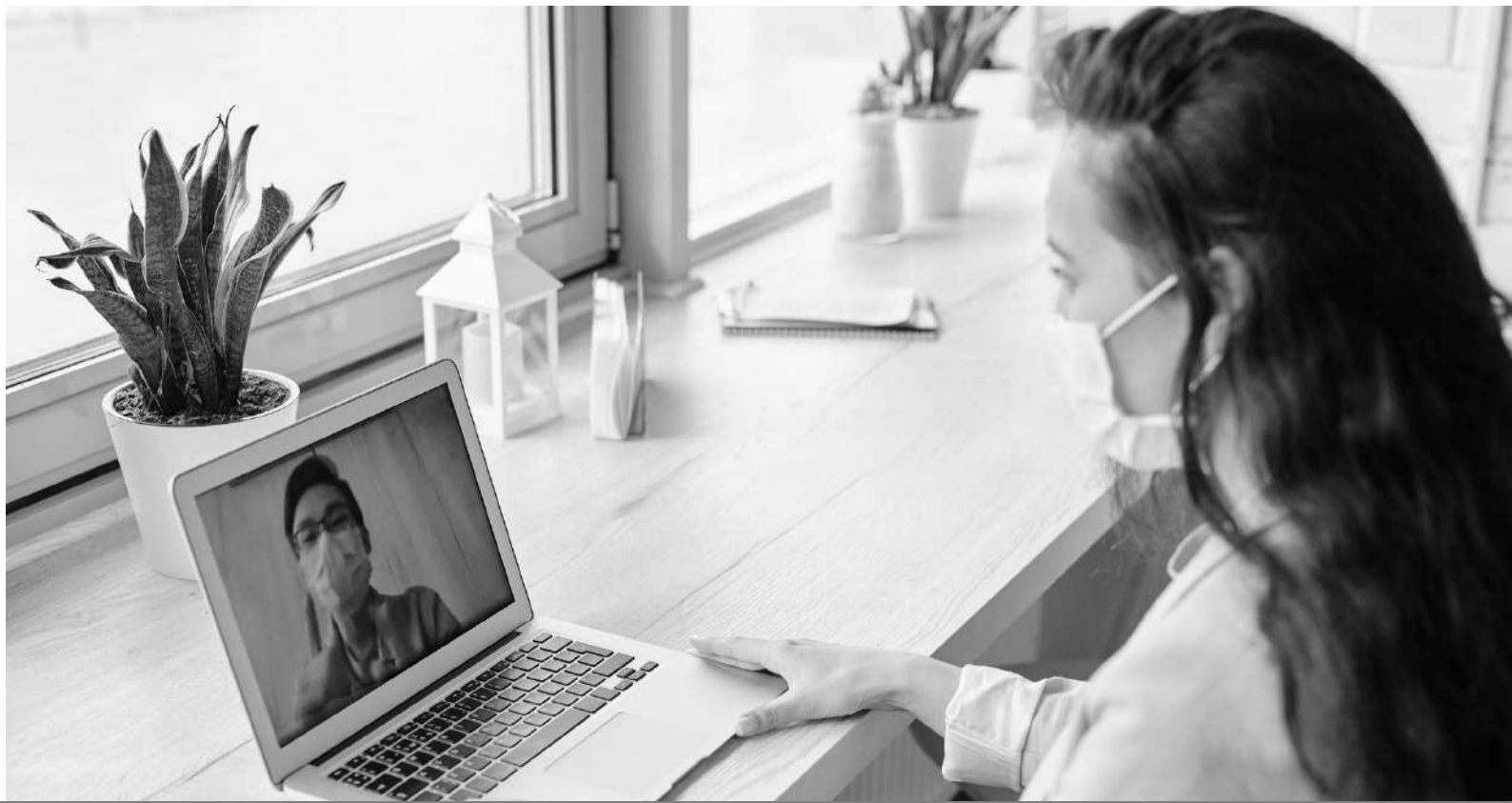




新型コロナウイルス 感染症対策マニュアル

Powered by
Sony Biz Networks Corporation.



◆ もくじ ◆

1. はじめに	2
2. 新型コロナウイルス感染症とは	2
3. 新型コロナウイルスへの感染を防ぐには	3
4. オフィスにおける新型コロナウイルス感染症対策	4
5. 社内で感染者や濃厚接触者が出た場合の対応	6
6. 新型コロナウイルス感染症に関連する労務	8
7. 新型コロナウイルスの影響に対する支援策	11
8. 今後の感染症対策におけるポイント	13
9. さいごに	14

はじめに

2019年末に中国で確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2020年になると日本でも感染者が確認されました。発見から1年以上経った現在も、世界中で毎日数万人の感染者を出しており、日本においても2度の緊急事態宣言が出されるなど、深刻な事態となっています。

政府や都道府県知事などが中心となってさまざまな対策を講じてきましたが、まだまだ安心して生活できる状況とは言い難いでしょう。

今回は、新型コロナウイルス感染症についての知識と、私たちができる対策について確認するとともに、企業単位で行うべき感染対策や、万が一社内で感染者や濃厚接触者が出た場合の対応、経営に影響が出た場合に行われる支援策などについて解説します。

新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症とは、どのような症状があり、どのように感染が広がっていくのでしょうか。まずはこの感染症についての基本的な情報をおさえておきましょう。

● 新型コロナウイルス感染症の症状

新型コロナウイルス感染症の主な症状は、発熱、悪寒、強いだるさなどの風邪に似たものや、息苦しさ（呼吸困難）や咳、痰などの呼吸器症状です。ほかにも、鼻水、のどの痛み、下痢、味覚や嗅覚の異常などが現れることもあります。寒い季節になると、風邪や季節性インフルエンザなどが流行しますが、新型コロナウイルス感染症の症状は、これらの症状と非常によく類似しています。発熱などの症状が現れた場合は、自己判断をせずに、まずはかかりつけ医などの身近な医療機関に、電話で相談しましょう。

● 新型コロナウイルスの感染経路

新型コロナウイルスの感染経路には、飛沫感染と接触感染があることがわかっています。飛沫感染とは、感染者が咳やくしゃみをした際に放出された飛沫に含まれているウイルスを、ほかの人が口や鼻から吸い込むことによって感染するというものです。また、閉鎖された空間で複数の人が会話をするような状況では、咳やくしゃみをしなくても飛沫感染のリスクがあるといわれています。

一方、接触感染とは、ウイルスが付着した場所をほかの人が触れ、その手で自分の目や鼻、口などの粘膜に触ることにより、新たに感染するというものです。

● 国内外の新型コロナウイルス感染状況

新型コロナウイルス感染症は、現在も拡大が続いており、依然として予断を許さぬ状況が続いています。例えば、もっとも感染者の多いアメリカでは、2021年1月中旬になってから感染者数が徐々に減り始めてはいますが、3月8日現在でも、1日に50,000人以上の感染者が出ています。また、ヨーロッパ諸国でも一日あたりの感染者数は約5,000～20,000人と、流

行の収束は見えないままです。日本では、欧米に比べて感染者を少なく抑えられています
が、2度目の緊急事態宣言発令から2ヶ月以上経つにもかかわらず、直近の1週間では1日あ
たり約600～1,200人の間で推移しています。（3月8日現在）

新型コロナウイルスへの感染を防ぐには

新型コロナウイルスに感染しないためには、風邪やほかの病気を防止するときと同じよう
に、バランスのとれた食事や十分な睡眠をとるなどの体調管理が大切です。そのうえで、
国は感染防止の具体的対策として国民に以下の方法を実践するよう要請しています。

● 3つの密（密閉・密集・密接）を回避する

3つの密の回避とは、密閉、密集、密接を避けることです。

「密閉」とは、閉鎖された空間のことであり、必ずしも狭い部屋のこととは限りません。
窓のある部屋の場合は1時間に2回程度、できれば2か所以上の窓またはドアを数分間全開に
して換気を行います。なお、オフィスなど窓が開けられない、窓が無いといった部屋でも、
法令により一定量以上の換気ができる設備の設置が義務付けられており、エアコンの稼働
などにより基準以上の換気は可能です。

「密集」とは、人との距離が近いことをいいます。公共の場所では、人との距離を2m以上
空けるようにします。また、飲食店などでは隣の人と席を空けて座るようにすると良いで
しょう。エレベーターなどの狭い空間では、一度に乘る人数を減らすなどの工夫が必要で
す。

「密接」とは、近い距離で人と会話などをすることです。WHOは、飛沫の飛散について5分
の会話は1回の咳と同じ感染リスクがある、と報告しています。多人数での会議や食事会な
どはなるべく避け、どうしても必要な場合はしっかりマスクをすること、十分な距離をと
ることなどを心がけましょう。

①換気の悪い 密閉空間



②多数が集まる 密集場所



③間近で会話や 発声をする 密接場面



- **手洗いを徹底する**

新型コロナウイルスは皮膚についただけでは感染しません。手洗いを徹底することによって手に付いたウイルスを落とし、感染を防ぐことができます。石けんに含まれる界面活性剤は、ウイルスの膜を壊す効果があるため、石けんを使った手洗いは非常に有効です。私たちは普段から意識せずにさまざまなものに触れています。意識して手洗い回数を増やし、丁寧な手洗いを心がけましょう。石けんで手洗いができないときには、アルコールによる手指消毒も有効です。

- **咳エチケットを守る**

咳エチケットとは、咳やくしゃみなどをするとときに周囲の人に飛沫がかからないようにするためのマナーです。まずマスクを正しくつけること、そして咳やくしゃみが出る時にはハンカチやティッシュで口や鼻を覆うこと、ハンカチやティッシュが間に合わないときは上着の内側や袖で覆うことです。また、ティッシュを使用した場合はすぐに捨てましょう。

手で口や鼻を覆った場合、ウイルスが含まれる可能性のある飛沫が手に付着してしまい、接触感染の原因になります。手で直接覆ったり、何もせずに咳やくしゃみをしたりするのはマナー違反です。

オフィスにおける新型コロナウイルス感染症対策

2020年の1度目の緊急事態宣言中、新型コロナウイルス感染症専門家会議からは、人との接触を8割減らすように、という提言がありました。また、職場への出勤についても、出勤者の7割削減を目指すことが目標とされています。職場での感染対策は、社会全体での感染防止に大きく影響するため、十分な感染症対策への取り組みが必要です。ここでは、企業における感染症対策について解説します。

- **テレワークの推奨**

出勤者の削減に効果的な方法として推奨されているのが、テレワークの導入です。仕事をするにあたり人との接触が多くなる状況として1番に挙げられるのは、公共交通機関での通勤でしょう。そのため、政府は企業にテレワーク（在宅勤務やサテライトオフィス勤務）の導入や、在宅勤務が難しい職種の場合は時差通勤やローテーション勤務、変形労働時間制、週休3日制などのさまざまな勤務形態を取り入れ、通勤時の混雑や職場の「密」を避けることを求めています。

- **オンライン会議の導入**

会議など、近い距離で複数の人が会話をしている状況は、感染防止の観点からは非常に危険です。そのためインターネットを利用したオンライン会議の導入が勧められています。以前

から利用されているテレビ会議もちろん有効ですが、専門の機材が必要となり導入には時間と費用がかかるというデメリットがありました。一方、オンライン会議（Web会議）は、無料のものから有料のものまで多くのツールがあり、使用しているパソコンやモバイル端末を利用して手軽に行うことができるため、低コストで迅速に導入できます。

● アルコール消毒液の設置

接触感染などを防ぐため、社内での手洗いの徹底はもちろんですが、石けんでの手洗いができない状況にある場合には、アルコール消毒液（濃度70～80%以上）での手指消毒が有効です。オフィスの入り口や一定区間ごとに設置して、定期的な手指消毒をするよう、従業員に呼びかけしましょう。

● 換気の徹底

窓の開く部屋の場合は、1時間に2回程度、窓を開けて換気します。また、建物全体や部屋全体だけではなく、個人の作業スペースについても空気が停滞していないか注意が必要です。

なお、機械装置による換気が行われている場合は、窓開け換気を併用する必要はありません。

● 設備の消毒

従業員の手指の消毒以外にも、不特定多数の人が触れるドアノブや電気のスイッチ・エレベーターのボタン・手すり・ごみ箱などは定期的な消毒が必要です。消毒にはアルコール消毒液のほか、次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）も有効です。また、共同で使用する複合機やパソコン、タブレット、タッチパネル、電話、会議室・食堂・休憩室などの机、いすなどの設備も消毒を行います。ごみの回収を行う従業員は、マスクや手袋を着用して行うことを忘れないようにしましょう。また、ゴミ箱に飛沫がついているティッシュなどが入っている際には、ビニール袋などに密閉します。大変なことです、が、「誰かがやる」ではなく、従業員一人ひとりが感染予防について意識することが大切でしょう。

● トイレの清掃

トイレの清掃について、便器の清掃は通常の方法で問題ありません。ただし、トイレにはドアノブやトイレットペーパーホルダー・水栓レバー・便座・スイッチパネル（温水洗浄便座や水流音を出すもの）・水道蛇口・洗面台など、不特定多数の人が触れる場所が多くあります。これらの場所も消毒が必要です。消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）を使用します。なお、ハンドドライヤーや共通のタオルの使用はやめ、ペーパータオルを置くか個人でハンカチを持つようにしましょう。また、便器にふたがついている場合はふたを閉めてから水を流すようにします。

● 不要不急な出張の削減

出張は、海外はもちろん、国内の場合であっても、地域によって感染拡大状況や医療体制

などが異なるため、不要不急のものは避けるべきでしょう。従業員の移動を減らし、できるだけ人と人との接触を避ける必要があります。遠方での営業活動や会議が必要な職種でも、Web会議などを取り入れ、オンラインでできることはオンラインに切り替えるなどの対策が必要です。

● オフィスへの立ち入り制限

取引先との打ち合わせなどで従業員以外の方がオフィスに立ち入る場合は、健康状態の確認や手指消毒など、自社の従業員と同等程度の感染対策を求める必要があります。そのため、あらかじめ相手に自社の感染防止対策を説明し、協力を求める旨を連絡しておくといでしょう。また、名刺交換などはオンラインで行えるツールを利用するなど、できるだけ接触する機会を減らす工夫が必要です。

● 従業員の健康状態の確認

社内での感染拡大を防止するためには、染従業員一人一人が、感染予防対策の重要性をよく理解し、自らの健康状態に常に気を配ることが大切です。マスクの着用や手洗い、手指消毒、咳エチケットなどをはじめとして、仕事以外のシーンでも感染しやすい状況を作りださないよう意識することが大切です。また、体調が悪い場合は、新型コロナウイルス感染症の症状に当てはまらない場合であっても、出社を控えるようにしましょう。濃厚接触者となった場合や家族が感染者となった場合も同様です。各種休暇制度の利用や、在宅勤務などができる制度を整え、従業員が安心して休めるよう、環境を整えましょう。

● 企業向け検査の実施

新型コロナウイルス感染症では、感染していても無症状の場合が多くあります。そのため、症状が無くても、自費でPCR検査や抗体検査を受ける人も増えています。自費での検査では医療機関が行うものと民間企業で医師の診断を伴わないものがあり、費用も高額です。しかし、感染拡大防止の観点では、健康な人の検査を行うことには大きな意味があるでしょう。

2020年11月25日、楽天はタカラバイオと共同で「新型コロナウイルス唾液PCR検査キット」を開発し、医療機関とも提携して企業や団体向けに提供することを発表しました。自宅で検体を採取でき、万が一陽性の場合は、医療機関での受診もスムーズに受けることができます。検査に必要なものがすべて揃っており、比較的安価に利用できるため、社内の感染拡大防止のために取り入れてみるのも良いでしょう。

社内では感染者や濃厚接触者が出た場合の対応

新型コロナウイルス感染症のように、自粛を強いられたり、不安を感じたりするような状況では、「他人を攻撃する」心理が働きやすくなります。しかし、十分な感染防止対策を行っていても、完全に感染を予防するのは難しいことです。もし感染してしまったとしても、それは「悪いこと」でも「自己責任」でもありません。企業は、感染してしまった従

業員に対して差別したり、不利益な扱いをしたりする状況が生じないように、従業員全体への意識改革をしましょう。

また、感染者や感染が疑われる従業員が出た場合に、冷静に対処できるような準備が必要です。ここではその対策について解説します。

- **従業員に感染を疑う症状が出た場合**

発熱や咳などの風邪症状のある従業員については、出勤を控えてもらいましょう。業務ができる程度の症状であれば、在宅勤務の指示をしても構いません。ただし、その期間の外出は自粛し、通院などでやむを得ず外出しなければならない場合も、公共交通機関の使用は避けましょう。なお、この従業員が休業となる場合は、休暇の取得や賃金などについて労使でよく話し合い、安心して休める環境を整えることが重要です。また、高熱や強いだるさ・息苦しさなどの症状がある人や、比較的軽い風邪症状でも基礎疾患がある人は、すぐにかかりつけ医など身近な医療機関に電話で相談するように促してください。

● 従業員の感染を疑う症状が改善した場合

症状が改善した場合は、どのようなタイミングで職場復帰させればよいのでしょうか。一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会のWebサイトでは、次の2つの条件を満たしたときを職場復帰の目安としています。

1. 発症後に少なくとも 8 日が経過していること（発症した日を 0 日とする）
2. 解熱剤を含む症状を緩和させる薬を服用していない状態で、解熱および症状の消失後に少なくとも 3 日が経過していること（症状が消失した日を 0 日とする）

なお、新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査実施などの判断については医療・保健関係者が判断するもので、PCR検査の対象とならなかった人について医療・保健機関から陰性証明などを発行することはできません。

● 従業員の感染が確定した場合

企業では、あらかじめ新型コロナウイルス感染症に関する衛生上の対応ルールを定めておいて、従業員全員に周知しておくのが望ましいでしょう。万が一感染者が出た場合には、そのルールに則って対応できるためです。

従業員の感染が確定した場合には、まず本人が所属長に報告し、報告を受けた所属長は人事部や、担当部署がある場合は担当部署に連絡します。このとき、本人の健康状況などの個人情報の取り扱いは必要最小限の関係者に限るなど、十分な配慮が必要です。

その後は、保健所の指示に従い、濃厚接触者の自宅待機や積極的疫学調査などに協力します。また、職場の消毒については、保健所の指示がある場合にはそれに行い、特に指示がない場合には、以下のことに注意して行います。

1. 感染者の執務場所や共有の場所について、パソコンやタブレット、電話、FAX、コピー機、机、いす、ドアノブや電気スイッチなど、接触したと思われる場所を清拭する。
2. 消毒に使用するものは、消毒用アルコール又は 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム、感染者の飛沫が付着していると思われる場所などは消毒用エタノールや 0.05~0.5%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭するか 30 分間漬け置き消毒する。
3. 清掃、消毒を行う人は、マスクや手袋、眼を保護するゴーグルなどを身に付けて行う。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを使用する。
4. 清掃、消毒後には手指の洗浄や消毒を必ず行う。

● 従業員が濃厚接触者となった場合

社内に感染者が出た場合、感染者の近くで働いていた従業員や、頻繁に接触していた従業員は保健所の疫学調査により濃厚接触者と判定される場合があります。また、プライベートでも身近なところで感染者が出た場合など、自らが濃厚接触者となる可能性がある場合は速やかに所属長に報告し、自宅待機など他者との接触を避ける行動をとりましょう。その上で、保健所に連絡し、指示を仰ぎます。基本的には、濃厚接触者と判明した日から14日間の自宅待機となり、その間、体温や体調などを記録し様子を見ます。

● 職場復帰の目安

PCR検査により陽性の結果が出た場合、軽症や無症状の場合は宿泊療養か自宅療養を指示されます。この間、保健所から毎日健康状態の確認が行われ、医師の意見も踏まえたうえで、保健所が解除の基準を満たしているかどうかを確認します。入院の場合も同じですが、症状がなく、2回のPCR検査で陰性となることが自宅療養の解除基準です。ただし、地域の状況によっては自宅療養が14日経過した時点で解除となる場合もあります。

入院や宿泊料用、自宅療養が解除になればもちろん職場復帰ができます。医師や保健所など医療保健機関による健康観察の結果解除されたものなので、改めて職場に陰性証明などを提出する必要はありません。受け入れる職場側も、偏見や差別がないよう、受け入れる環境を整えておく必要があります。

新型コロナウイルス感染症に関連する労務

これまで、新型コロナウイルス感染症の予防法や対応策などを述べてきましたが、労務管理の面で必要なこととは何でしょうか。ここでは、新型コロナウイルス感染症に関する労務管理業務について解説します。

● 休業補償の支給有無

新型コロナウイルス感染症の影響で従業員が休業した場合、休業手当の支給の可否はどのように判断されるのでしょうか。

労働基準法第26条によれば、使用者の責に帰すべき事由による休業であれば、休業期間中の労働者に平均賃金の100分の60以上を支払わなければならない、とあります。一方、2020年4月に施行された「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」には、都道府県知事が感染者に対し就業制限や入院勧告をすることができる定められています。新型コロナウイルス感染症は感染症法の適用となるため、もし企業内に感染者が出て感染症法により休業した場合には「使用者の責に帰すべき事由による休業」ではないため、休業手当を支給する必要はありません。感染者は健康保険に加入していれば傷病手当金の支給対象となり、業務中や通勤時の感染であることが認められれば労災保険の「休業補償」の対象となります。

では、感染拡大防止のため企業が自主的な判断で休業を指示した場合はどうでしょうか。この場合は「使用者の責に帰すべき事由による休業」となり、休業手当の支給が必要です。また、従業員に発熱などの症状があった場合に、企業が自主的な判断により就業制限を行ったケースでも、「使用者の責に帰すべき事由による休業」として、休業手当の支給が必要となります。なお、発熱などの症状のある従業員が自主的に判断し欠勤をした場合は、通常の病欠や病気休暇と同じ扱いとなり、休業手当の支給は必要ありません。

新型コロナウイルス感染症の影響により取引先の減少や顧客の減少が起こり、やむを得ず従業員を休業させる場合にも、「使用者の責に期すべき事由による休業」となり、休業手当の支給義務があります。ただし、不可抗力（主取引先の事業停止などにより事業を休止せざるを得ない状況など）によって従業員を休業させなければならない場合には休業手当

の支給は必要ありません。この場合、不可抗力とは、例えば在宅に切り替えてできる仕事はないか、ほかの仕事に振り替えて就業させることはできないかなど、あらゆる策を検討したうえで休業を回避できないと判断された場合に限られます。

企業が休業手当を支給した場合、一定の要件を満たしていれば「雇用調整助成金」支給の対象となります。

● コロナ対応で時間外労働が生じる場合の対応

労働基準法では、法定労働時間を超える時間外労働について、労使が36協定を結んでいる場合には週45時間、年360時間以内の時間外労働を認めています。また、36協定には「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合（特別条項）」という条項があります。特別条項とは、その事業所が通常予見することのできない業務量の急増や、災害など避けることのできない理由によって臨時に労働が多く必要となる場合のことであり、時間外労働の上限を以下のように定めています。

1. 時間外労働が年 720 時間以内であること
2. 時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間以内であること
3. 時間外労働と休日労働の合計について、「2 ヶ月平均」「3 ヶ月平均」「4 か月平均」「5 か月平均」「6 ヶ月平均」のすべてが 80 時間以内であること
4. 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年に 6 ヶ月が限度であること

では、新型コロナウイルス感染症が要因となった時間外労働について、特別条項は適用されるのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症は指定感染症に指定されています。感染症の流行は企業には予見することのできないことであり、新型コロナウイルスへの対応業務は、生命や公益の保護にかかわることであるため特別条項に該当すると言えるでしょう。具体的には、従業員が新型コロナウイルスの影響により休業しほかの従業員が多く働く必要がある場合や、医療・保健・介護など、感染拡大予防や治療などのために働く場合、またマスクや消毒液・治療に必要な医薬品など感染予防や治療に必要なものを緊急に増産しなければならない場合などが考えられます。

● 変形労働時間制の適用

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行政からの時短営業要請や顧客の自粛、緊急事態宣言などによって労働時間を短くせざるを得ない場合や、反対に医療・保健分野などで人手不足によって労働時間を延長しなくてはならない場合など、これまで通りの勤務時間で働けない状況が増えています。このような場合には、変形労働時間制の適用を検討するのも良いでしょう。

変形労働時間制とは、労働基準法第32条の4に定められている制度です。1ヶ月以上1年以内の期間内で、1週間の平均労働時間が40時間を超えず週に1日の休日を確保するという条件を満たしたうえで、繁忙時などには1日に40時間を超えて労働させることができる、というものです。本来、変形労働時間制は繁忙期や閑散期が予測できる状況で行われることが前

提であるため、1度適用したら期間終了まで解除できない、という解釈がされています。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況については今後の予想が難しく、企業の業務内容や経営状況によっては1年単位の変形労働時間制を適切に運用することが難しい場合もあるでしょう。そのため、厚生労働省では労使でよく話し合ったうえで変形労働時間制の適用を合意解除したり、新たな適用条件で協定し直したりすることも可能であるという指針を示しています。

ただし、この場合でも、解除までの期間を平均し1週40時間を超えて労働させた時間については割増賃金を支払うなど、協定の解除が労働者にとって不利になることのないよう注意が必要です。

● 就業規則の見直し

テレワークや時差通勤、感染が疑われる場合の出勤停止、事業所の休業など、必要な対策を行うためには就業規則への規定が必要となります。

例えばテレワークを導入する場合には、誰が対象となるのか、どこで仕事をするのか、勤務時間の管理はどうか、通信環境などの費用負担はどうかなどを明確にしておく必要があるでしょう。また、時差通勤を取り入れるなど、始業・終業時間に変更がある場合にも、規定が必要です。

また、上記の休業手当についても、労働基準法に定められている支給条件は、「最低限守るべき事項」であるため、従業員の生活や雇用を守るために、支給条件を満たしていなくても支給できますし、労働基準法に定められている「平均賃金の100分の60以上」という金額よりも大きな金額を支給することも可能です。

このように、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける部分については、就業規則を見直し、労使でよく話し合い変更を行うなどの措置が必要です。

新型コロナウイルスの影響に対する支援策

新型コロナウイルス感染症の影響により、企業は経営に打撃を受け、個人は雇い止めや解雇をされるなど、苦しい状況に陥る場合が増えています。国はこれらの問題への対策として、さまざまな救済措置を打ち出しています。ここでは、国や民間企業が行っている制度や救済措置について解説しましょう。

● 雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小を余儀なくされた事業主に対して、従業員の雇用を維持するために雇用調整（休業）を行う場合に支給される助成金です。休業手当の支払いのほか、労働者を出向させることなどにより雇用を維持した場合にも支給対象です。申請するためにはまず雇用調整の計画を立てて労使で協定を結び、計画を実施します。その後、申請書と必要書類を準備し、管轄の都道府県労働局またはハローワークに申請しましょう。助成金は、上限を従業員1人1日15,000円までとし、支払った休業手当の最大10/10が支給されます。対象となるのは、2020年4月1日から2021年4月30日の期間の休業です。支給率は企業規模や売上などの減少率によって異なるため、詳しくは厚生労働省のサイトを参照してください。

● 感染拡大防止協力金

感染拡大防止協力金とは、各都道府県が打ち出した時短営業や営業休止などの要請に応じた企業に支払われる協力金のことです。東京都の例では、都内に店舗を持つ中小企業や個人事業主を対象に2021年1月8日～2月7日に実施した企業には1店舗あたり186万円、2021年1月12日～2月7日に実施した企業には1店舗あたり162万円、2021年1月22日～2月7日に実施した企業には1店舗あたり102万円を支給するとしています。申請の期限は3月25日（木）です。東京都に関しては、2021年3月7日～21日、31日についても実施する予定です。（2021年3月16日現在）

東京都だけではなくほかの都道府県でも同様の取り組みを行っています。

● 民間の無利子・無担保融資

経済産業省と中小企業庁が行う制度に、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が5%以上減少した個人事業主や、15%以上減少した中小規模の事業者に対し、民間の金融機関で実質無利子・無担保で借入れができる制度があります。融資の上限額は4,000万円で、3年間実質無利子となるほか、融資期間10年のうち元本の返済は5年間据置きとなります。信用保証付き融資の保証料は半額またはゼロとなります。また、既に民間企業から融資を受けている場合も借り換えを行い保証料や金利負担を実質0円とすることができます。

信用保証協会への保証申し込み期限は2021年3月31日（水）、融資実行期限は2021年5月31日（月）となっています。

● 資金繰り対策

新型コロナウイルス感染症が原因の業績悪化への救済措置として、政府系金融機関による資金繰り支援があります。日本政策金融公庫や沖縄公庫、商工組合中央金庫による3年間の金利引き下げや無担保・無保証による融資を実行する制度や、売上などが急減した企業に対して最長3年の利子相当額を国が助成する特別利子補給制度です。

● 保証制度

中小企業が民間金融機関の融資を受ける際には、企業は各地の信用保証協会に資金繰りを保証してもらいます。その際に、企業は経営状況などに見合った保証料率の保証料を支払います。

中小企業信用保険法により、中小企業庁では新型コロナウイルス感染症を2021年6月1日まで「セーフティネット保証制度4号（自然災害）」に指定しています。（2021年2月19日現在）

その内容は、信用保証協会が通常の保証限度額（2億8,000万円以内）とは別枠（+2億8,000万円以内）で、債務の100%を保証するという制度です。

● 危機対応融資

危機対応融資とは、政府が日本政策投資銀行と商工中央金庫に資金を拠出し、災害や金融

危機などで一時的に業績が悪化した企業に融資を行う制度です。今回の新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業績が悪化した事業者に対し危機対応融資による資金繰り支援を実施します。信用力や担保に関係なく一律金利とし、融資後の3年間まで金利引き下げを行います。また、貸付期間20年のうち5年間は当初の金利のまま据置きとなります。2021年1月22日より、支援の要件（「直近1ヶ月の売上減少」から「直近2週間以上の売上減少」とするなど）が拡充されました。

● 税制措置

国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などを考慮し、次のような税制措置を行っています。

1. 納税の猶予制度の特例

2020年2月1日から2021年2月1日までが納期限の国税について、無担保かつ遅滞税なしで1年間の納税の猶予が与えられます。また、2021年2月2日以降が納期限の国税について一時的に納めるのが難しい状況の場合は、税務署に申請を行うことにより、原則として1年間納付を猶予し延滞税が軽減又は免除される制度があります。

2. 欠損金の繰戻しによる還付の特例

繰戻しとは赤字となった場合に、過去の事業年度にさかのぼって法人税の還付が受けられる制度です。これまでは青色申告を行っている中小企業（資本金1億円以下）が対象でしたが、資本金1億円超10億円以下の企業にも適用されることとなりました。この特例は2020年2月1日から2022年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます。

3. テレワークの促進

感染防止の観点から、テレワークを導入した中小企業について、導入にかかった設備投資の金額の7～10%の税額控除を行います。

4. イベントの資金繰り支援

文化芸術・スポーツなどのイベントを中止した場合、主催者には大きな損失が出てしまいます。その救済措置として、チケットの購入者で払い戻しを行わなかった人には、その分を「寄付」として扱い、寄付金控除の対象とします。

5. 住宅ローン減税の適用条件の弾力化

新築住宅を10%の消費税を払って購入し、6ヶ月以内に入居した場合、13年間、住宅ローンの残高の1%が所得税から控除されます。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で工事が遅れるなどの理由で期限までに入居できなかった場合でも、条件が整えば制度が適用されるようになりました。中古住宅の購入や増改築などについても同様の制度がとられています。

このほかにも、消費税関連や自動車の取得など、さまざまな場面で税制措置が行われています。詳細は国税庁（国税）または総務省（地方税）のサイトを参照してください。

● 中小企業融資あっせん制度

一部の地方自治体では、中小企業が融資を受けやすくするための制度を設けています。例えば、信用保証料の負担や、利子の補給・補助などです。詳細は各自治体のサイトを参照してください。

● 傷病手当金

健康保険に加入している労働者が、労災ではない原因でけがや病気をして働けなくなった場合には、4日目から傷病手当金を受け取ることができます。

新型コロナウイルスに感染したことがわかり入院した場合や、症状がなくても検査で陽性となって仕事を休んだ場合も対象となります。また、陽性と分かっていない場合で、発熱や風邪のような自覚症状があり自宅療養している場合にも対象となります。

今後の感染症対策におけるポイント

新型コロナウイルス感染症が発見されてから1年以上経ち、少しずつ感染拡大の要因がわかってきました。なるべく感染者数を増やさないために、私たちはどのようなことに気を付けて生活すれば良いのでしょうか。

● 新しい生活様式を実践する

2020年5月、緊急事態宣言のさなかに新型コロナウイルス感染症専門家会議から、新型コロナウイルスの感染に注意しながら生活を送るため、以下のような「新しい生活様式」の提言がありました。

1. 一人ひとりの基本的な感染対策
身体的距離をとる、マスク、手洗い、感染拡大地域への移動、感染拡大地域からの移動を控える、いつ誰とどこで会ったかをメモしておく、地域の感染状況に注意する
2. 日常生活での基本的な生活様式
こまめに手洗い、手指消毒、換気、咳エチケットの徹底、身体的距離をとる、3密（密集・密接・密着）の回避、適切な生活習慣の理解・実行、毎日の健康チェック
3. 日常生活の各場面別の生活様式
買い物は一人で、なるべく空いている時間に行く、電子決済の利用、通販の利用、公共交通機関では会話は控えめに、空いている時間に利用する、徒歩や自転車などの利用、娯楽やスポーツは十分にお互いの距離をとって行う、オンラインを活用する、体調が優れないときにはイベントなどに参加しない、接触確認アプリを活用する
4. 働き方の新しいスタイル
テレワークやローテーション勤務、オンライン会議、時差通勤、オフィスは広々と、対面での打ち合わせはマスクと換気



(引用：いわき市「新しい生活様式」を取り入れよう)

● **感染リスクが高まる5つの場面に気を付ける**

感染リスクが高まる場面について、政府は5つの場면을想定し、注意するように呼び掛けています。社内においても特にこうした状況が起こらないように従業員に対して注意喚起をしましょう。

1. 飲酒を伴う懇親会など
飲酒の影響で注意力が低下することがある
2. 大人数や長時間におよぶ飲食
長時間におよぶ飲食などは、短時間の飲食よりも感染リスクが高まる
大人数での会食は、大声になりがちで、飛沫が飛びやすい
3. マスクなしでの会話
マスクなしでの近距離の会話では飛沫が届きやすく、それを防ぐこともできない
車やバスで移動する車中でも注意が必要
4. 狭い空間での共同生活
長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高い
トイレや洗面所などの共用部分での感染例がある
5. 居場所の切り替わり
職場の休憩室、喫煙所、更衣室など、気持ちのゆるむ場所での感染例がある

● **最新の情報を偏りなく集める**

私たちは、新聞、雑誌、テレビ、ラジオのほかにもインターネットWebサイトやSNSなどで

多くの情報を手に入れることができます。しかし、残念ながらそのすべてが正しいとは限りません。また、情報を集める人の関心によって内容も偏ったものになる場合があります。正しくない情報に振り回されることのないように、政府の公式Webページなどを参照し、偏りなく、最新の情報を取り入れるようにしましょう。

さいごに

新型コロナウイルス感染症については、世界的にワクチン開発や接種なども進んでいます。が、まだまだ収束には時間がかかりそうです。しかし、感染しやすい状況や有効な感染対策など、さまざまなことが少しずつわかってきました。まずは私たち一人一人が、このウイルスに対する認識を深め、自分にできる予防対策を意識して続けていく事が大切でしょう。

また、この記事でも紹介しましたが、国や地方自治体では、新型コロナウイルス感染症の影響で業績が落ち込み経営が苦しくなった中小企業・個人事業主などへの支援策を用意しています。すでに終了した支援策もありますが、パンデミックが長引くにつれ、再度計画・実行されたり、新たな策が立案されたりする場合もあるでしょう。企業の経営者・担当者は、企業とそこで働く従業員のために役立つ制度を活用できるよう、つねに新しい情報にアクセスし必要に応じて取り入れていくことが大切です。

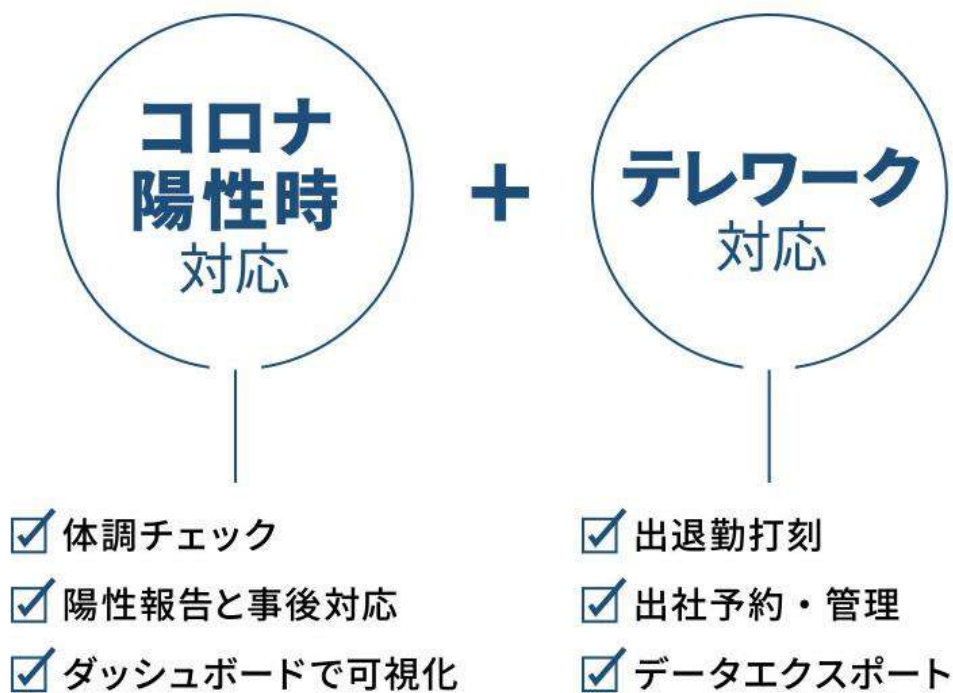
With/Afterコロナでは管理すべき事項が複雑化

急激な世の中の変化に対応するため、NewNormalな働き方を導入・検討する企業が増えてきています。多様な働き方が同時に共存する中で、感染対策への対応をしながら出社管理や勤怠管理を行うことは難しく、バックオフィス担当者の頭を悩ます要因となっています。

そのような複雑な状況下で従業員も不安を感じており、今後は安心して働ける環境を提供することが必須となっています。



somu-lier toolが解決します!



こうした課題に対応すべく、somu-lierは「感染者確認時の対応」「濃厚接触者管理の自動化」「テレワーク勤怠管理」「出社予約と出社率管理」などの機能を一元化した「somu-lier tool」を開発しました。

somu-lier toolではm密を避けたオフィス出社管理で新型コロナウイルス感染対策への対応をしながら、万が一陽性者が出た際の様々な対応を自動化することで、企業と従業員の安全に考慮した環境を支援します。

With/After コロナの企業活動を支援するため、完全無償で提供しておりますので、この機会にぜひご利用ください。



クラウド型勤務支援ツール「ソムリエツール」

>>[https://tool.somu-lie.jp/?utm_source=somu-](https://tool.somu-lie.jp/?utm_source=somu-lie&utm_medium=referral&utm_campaign=release20201130&utm_content=20210318tagtbanneryellow)

[lie&utm_medium=referral&utm_campaign=release20201130&utm_content=20210318tagtbanneryellow](https://tool.somu-lie.jp/?utm_source=somu-lie&utm_medium=referral&utm_campaign=release20201130&utm_content=20210318tagtbanneryellow)